



土砂災害について

土砂災害警戒区域等とは、土砂災害から市民等の生命を守るため、土砂災害防止法により指定される区域で、指定された区域では次の措置がとられます。

注) 土砂災害警戒区域等は、対策工事などが完了すると見直しを行い、区域変更になっていることがあります。最新のデータ確認は諏訪市危機管理室までお問合せ下さい。

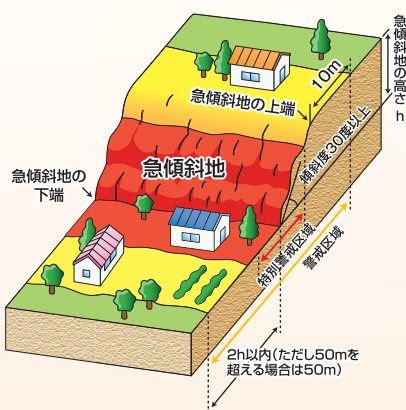
土砂災害の種類

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流れ出たりすることにより、生命や財産などが脅かされる自然災害です。

主なものとして、「がけ崩れ（急傾斜）」・「土石流」・「地すべり」などがあります。

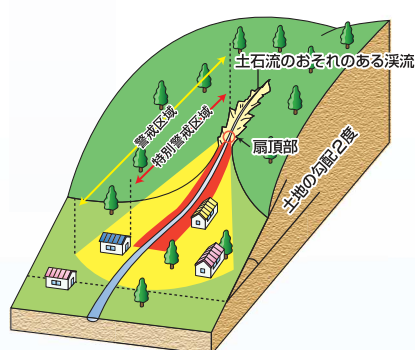
がけ崩れ（急傾斜）

※傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象



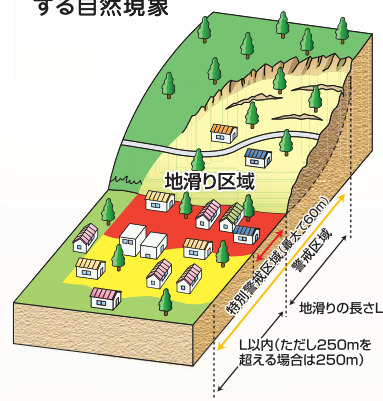
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土砂災害警戒区域の指定

《土砂災害のおそれがある区域》

イエローゾーン

土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

《建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域》

レッドゾーン

土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

- がけからの水がにごる
- 地下水やわき水が止まる
- 斜面がひび割れ、変形がある
- 小石が落ちてくる
- がけから音がする
- 異様なにおいがする

- 山鳴りがする
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 川の水がにごったり、流木が混ざったりする

- 地面にひび割れができる
- 井戸や沢の水がにごる
- がけや斜面から水がふき出す
- 家やよう壁に亀裂が入る
- 家やよう壁、樹木、電柱が傾く

傾斜度が30%以上である土地が崩壊する自然現象

山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土砂等が一体となって流下する自然現象

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

※諏訪市では土砂災害特別区域危険住宅移転事業費補助金事業を行っています。この補助事業はがけ地の崩壊及び土石流による危険が著しい区域等において、住民の生命の安全を確保するため危険住宅を除却、解体又は曳家して移転を行うための費用の一部補助をしています。詳しくは諏訪市危機管理室までお問合せ下さい。